

## 2 災害等発生時対応要領

### (趣 旨)

第 1 条 この要領は、気象災害、地震等の災害等が発生したとき又は発生のおそれがあるときの（専）京都中央看護保健大学校（以下「大学校」という。）及び学生の対応等に関し必要な事項を定める。

### (定 義)

第 2 条 この要領において災害等とは、次の各号に掲げる事象をいう。

- (1) 気象庁による暴風警報（暴風以外の警報は対象外）や大雨等の特別警報の発表
- (2) 自治体（市町村）による避難指示（緊急）の発令（避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始は対象外）
- (3) 震度 5 弱以上の地震の発生
- (4) 荒天、地震、事故等による公共交通機関の全運休（ダイヤの乱れ、間引き運転は対象外）
- (5) 外国からの弾道ミサイルの発射
- (6) テロ事件
- (7) 原発事故
- (8) その他、生命、健康に関わる災害、事故等

2. この要領において休校、休講とは、次の各号のことをいう。

- (1) 休校とは、大学校で行う授業、試験等、予定されている時間割内容及びそれに付帯する大学校内での活動の一切を行わないことをいう。
- (2) 休講とは、日を定め、特定の授業、臨地実習を中止することをいう。

### (適用の範囲)

第 3 条 大学校は、気象予報地域では京都府南部に、また、避難指示（緊急）では京都市南区（東和学区）に位置することを前提に対策を講じるものとする。

2. 学生においては、住居する地域（大学校に届出ている住所）の気象予報、避難指示（緊急）を適用する。
3. 臨地実習病院、臨地実習施設（以下「臨地実習施設」という。）においては、所在地域の避難指示（緊急）を適用する。

### (大学校の責務)

第 4 条 大学校は、最新の情報を収集し、学生、外部講師、職員、その他関係者の安全の確保を第一に対策を講じなければならない。

2. 大学校は学生に対し、一斉配信メール等により情報提供するよう努めなくてはならない。
3. 大学校は、学生が被災した又は被災したおそれがあるときは、安否確認を行わなくてはならない。
4. 大学校は、臨地実習施設、その他関係施設と連携を密にし、適切に対応しなくてはならない。

### (履修の扱い)

第 5 条 第 3 条に定める範囲により行動した場合の履修に関しては、別に定める履修要領によるものとする。

2. 大学校は、学生の教育を受ける権利を前提として、対応を行うものとする。

### (学生の遵守事項)

第 6 条 第 2 条第 1 項に定める事象が発生している又は発生するおそれがある場合は、学生は次の各号を留意して行動するものとする。

- (1) 台風や集中豪雨、自然災害等が予報報道されているときは、最新の気象情報、自治体が発令する避難情報の把握に努めること。
- (2) 災害等が発生しているときは、最新の情報を入手し、身の安全の確保を第一に行動すること。
- (3) 強い地震が発生したときは、自身の安全を確保するため、日頃から別表 1 に掲げる内容を理解し、行動できるよう備えること。
- (4) 住居する地域に暴風警報や大雨等の特別警報が発表又は避難指示（緊急）が発令されたときは、身の安全を確保することを最優先とすること。
- (5) 大学校が休校したときは、大学校の施設及び設備は利用できない。ただし、第 12 条（公共交通機関の運休）に定める休校のとき、並びに午後から、休校が解除されたときはこの限りではない。
- (6) 大学校が行う安否確認に可能な限り協力すること。

### (大学校災害対策会議の開催)

第 7 条 第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号に定める事象の発生が予測される場合は、別表 2 のとおり大学校災害対策会議を開催し、事前に対策を講じる。

2. 前項に定める以外の事象にあつては、発生後速やかに大学校災害対策会議を開催し、情報収集し、対策を講じる。
3. 大学校災害対策会議は、事務局長（常務理事）、副学校長、学科長、事務部長、副学科長、事務次長で構成する。
4. 大学校災害対策会議は、事務局長が招集し、事務局長に事故あるときは副学校長が招集する。
5. 大学校災害対策会議での決定事項は、直ちに学校長に報告しなければならない。

### (学生等への周知)

第 8 条 大学校災害対策会議での決定事項は、速やかに学生、職員に周知しなければならない。

2. 決定事項に沿った対応を、外部講師、その他関係者並びに臨地実習施設、その他関係施設に漏れなく行わなければならない。

### (暴風警報、大雨等の特別警報)

第 9 条 気象庁が京都府南部に暴風警報や大雨等の特別警報を発表している場合の対応は次のとおりとする。なお、暴風以外の警報はこの対象とはならない。

- (1) 大学校へ登校する前  
午前 7 時 30 分時点で発表されているときは、その日は休校とする。ただし、午前 11 時 30 分時点で解除されているときは、午後から休校を解除し、予定されている授業、試験を行う。
- (2) 臨地実習施設へ移動する前  
午前 6 時まで自宅で待機し、午前 6 時時点で発表されているときは、その日 1 日を休講とする。
- (3) 大学校へ登校途中  
大学校へ登校途中に発表されたときは、速やかに自宅に戻ること。その日は休校とする。ただし、午前 11 時 30 分時点で解除されているときは、午後から休校を解除し、予定されている授業、試験を行う。

(4) 臨地実習施設へ移動中

臨地実習施設へ移動中に発表されたときは、速やかに自宅に戻ることに。臨地実習はその日1日を休講とする。

(5) 大学校在学中（午前8時30分～午後6時30分）

授業、試験等を中止とし、大学校の指示に従い、速やかに帰宅すること。

(6) 臨地実習中

臨地実習を中止とし、大学校の指示に従い、速やかに帰宅すること。

**(避難指示（緊急）)**

第10条 京都市南区（東和学区）に避難指示（緊急）が発令されているとき、並びに臨地実習施設の所在地に避難指示（緊急）が発令されているときの対応は次のとおりとする。なお、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始はこの対象とはならない。

(1) 大学校へ登校する前

午前7時30分時点で、京都市南区（東和学区）に避難指示（緊急）が発令されているときは、その日は休校とする。ただし、午前11時30分時点で解除されているときは、午後から休校を解除し、予定されている授業、試験を行う。

(2) 臨地実習施設へ移動する前

午前6時まで自宅で待機し、午前6時時点で臨地実習施設の所在地に発令されているときは、その日1日を休講とする。

(3) 大学校へ登校途中

大学校へ登校途中、京都市南区（東和学区）に発令されたときは、速やかに自宅に戻ることに。その日は休校とする。ただし、午前11時30分時点で解除されているときは、午後から休校を解除し、予定されている授業、試験を行う。

(4) 臨地実習施設へ移動中

臨地実習施設へ移動中、その所在地に発令されたときは、速やかに自宅に戻ることに。臨地実習はその日1日を休講とする。

(5) 大学校在学中（午前8時30分～午後6時30分）

授業、試験等を中止とし、大学校の指示に従い、速やかに帰宅すること。

(6) 臨地実習中

臨地実習施設の所在地に発令されたときは、臨地実習を中止とし、大学校の指示に従い、速やかに帰宅すること。

**(地震の発生)**

第11条 京都府南部で震度5弱以上の地震があり、公共交通機関の全運休又は乱れ、広域的に建物等への被害が発生した場合の対応は次のとおりとする。

(1) 大学校へ登校する前

その日は休校とする。

(2) 臨地実習施設へ移動する前

その日1日を休講とする。

(3) 大学校へ登校途中又は臨地実習施設へ移動中

自宅、大学校、広域避難所のうちの一番近い場所へ避難すること。その日は休校とし、臨地実習もその日1日を休講とする。

- (4) 大学校在学中（午前8時30分～午後6時30分）

授業、試験等を中止とし、大学校の指示に従い、速やかに帰宅すること。

- (5) 臨地実習中

臨地実習を中止とし、大学校又は臨地実習施設の指示に従い、速やかに帰宅すること。

#### (公共交通機関の全運休)

第12条 荒天、地震、事故等により、公共交通機関が全運休（ダイヤの乱れ、間引き運転はこの対象とはならない。以下、同じ。）となった場合の対応は次のとおりとする。

- (1) 大学校へ登校する前

午前7時30分時点で、近鉄京都線、京都市営地下鉄烏丸線、JR京都線・琵琶湖線、京都市バスの4線うちの2線以上が全運休しているときは休校とする。ただし、午前11時30分時点で4線が運転再開又は1線のみが全運休しているときは、午後から休校を解除し、予定されている授業、試験を行う。

- (2) 臨地実習施設へ移動する前

午前6時まで自宅で待機し、午前6時時点で臨地実習施設への最寄りの公共交通機関（実習要項参照）及び臨地実習施設から概ね2km圏内に駅がある公共交通機関が全運休しているときは、その日1日を休講とする。

#### (外国からの弾道ミサイルの発射)

第13条 外国からの弾道ミサイル発射について、Jアラート等により情報伝達があった場合の対応は次のとおりとする。

- (1) 大学校へ登校する前

Jアラート等で第1報を受信したときは、自宅の安全な場所で待機し、弾道ミサイル通過・領海外落下情報受信後、大学校に登校すること。予定している授業、試験を行う。

- (2) 臨地実習施設へ移動する前

Jアラート等で第1報を受信したときは、自宅の安全な場所で待機し、弾道ミサイル通過・領海外落下情報受信後、臨地実習施設へ移動すること。予定している臨地実習を行う。

- (3) 大学校へ登校途中又は臨地実習施設への移動中

可能な限り頑丈な建物（公共建築物、商業施設等）又は地下に、なければ物陰に避難し、弾道ミサイル通過・領海外落下情報を受信するまでその場所に留まり、その後、大学校へ登校、臨地実習施設へ移動すること。予定している授業、試験、臨地実習を行う。

- (4) 大学校在学中（午前8時30分～午後6時30分）

別表3の内容の全館放送を行うので、身の安全を確保すること。

- (5) 臨地実習中

大学校又は臨地実習施設の指示に従い、行動すること。

#### (国内に着弾したときの対応)

第14条 外国から発射された弾道ミサイル（飛翔体を含む。以下、同じ。）が日本の領土・領海に着弾又は落下し、次に掲げる①から③のいずれかの被害が発生した場合の対応は各号とおりとする。

① 国内で甚大な被害が発生したとき（放射能による二次的被害が憂慮されるときを含む。）

② 大学校からおよそ100km圏内（近畿地方等）に落下し、非放射性の爆発物による被害が発生したとき

③ 大学校からおよそ 30km 圏内（京都・大阪・滋賀・奈良等）に非放射性の飛翔体が落下したとき

- (1) 大学校へ登校する前  
その日を休校とする。
- (2) 臨地実習施設へ移動する前  
その日 1 日を休講とする。
- (3) 大学校へ登校途中又は臨地実習施設への移動中  
速やかに自宅に戻ること。その日は休校とし、臨地実習はその日 1 日を休講とする。
- (4) 大学校在学中（午前 8 時 30 分～午後 6 時 30 分）  
授業、試験等を中止とし、大学校の指示に従い、行動すること。
- (5) 臨地実習中  
大学校又は臨地実習施設の指示に従い、行動すること。

(その他)

第 15 条 この要領に定めのない事項については、大学校災害対策会議で決定する。

(附 則)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。



別表 1

大学校在校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れを感じたら、素早く自身の安全を確保する。</li> <li>・机の下に身を隠す場合は机の脚を両手で握り、机を固定する。</li> <li>・揺れが収まり次第、安全を確認、確保する。</li> <li>・近くでガスを使用しているときは、消火し、元栓を閉じる。電気（ストーブ、照明等）を使用しているときはスイッチを OFF（電源を抜く）にする。ただし、揺れのある間は火傷やお湯かぶりの危険性があるのでガス消火、スイッチ OFF 等の操作は行わない。</li> <li>・周囲の安全を確認し、安全な場所（西側駐車場等）に整然と、静かに避難する。</li> <li>・大学校の指示に従い行動する。</li> <li>・大学校が指定する避難場所（殿田公園）までの経路の被害状況を確認し、学校長が必要と判断した場合は避難場所へ避難することもある。</li> </ul>
臨地実習中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の安全を確保する。</li> <li>・大学校又は臨地実習施設の指示に従い、行動する。</li> </ul>

別表 2

災害対策会議	開催日時	検討内容	決定事項
第 1 回	台風、集中豪雨等が予測される前々日	情報共有	方向性を確認
第 2 回	前日の午前 10 時 又は午後 4 時	公共交通機関の運行状況、 授業実習等の確認	休校（休講）等の対応方針決定 実習病院、外部講師への連絡等
第 3 回	当日の午前 8 時	第 2 回で未確定事項があった場合に開催	
第 4 回以降	必要に応じて	引き続いて検討する事項がある場合に開催	

別表 3

<ul style="list-style-type: none"> <li>・私語は慎み、速やかに行動する。</li> <li>・可能であるならば、窓側にいる者は窓、ブラインド、暗幕を、出入り口付近にいる者は戸を、全て閉める。</li> <li>・窓から離れ、机の下、ベッドなどで身を隠し、上着、本、カバン等で頭を保護する。</li> <li>・爆音、爆風を予感したら、左右の手で耳と目を保護する。</li> </ul>
---

### 災害発生時対応早見表（案）

暴風警報・大雨等の特別警報発表時対応表						
	対象地域	6:00 時点	7:30 時点	登校途中 移動途中	8:30 ~ 18:30	対 応
授 業 試 験	京都府南部		発表中			その日は休校。ただし、11:30 迄に解除されたときは、午後から予定している授業、試験を行う。
				新発表		その日は休校。速やかに帰宅。ただし、11:30 迄に解除されたときは、午後から予定している授業、試験を行う。
					新発表	大学校の指示に従う。
臨地実習		発表中				その日の臨地実習は休講。
			新発表			その日の臨地実習は休講。速やかに帰宅。
					新発表	大学校の指示に従う。

避難指示（緊急）発令時対応表						
	対象地域	6:00 時点	7:30 時点	登校途中 移動途中	8:30 ~ 18:30	対 応
授 業 試 験	京都市南区 (東和学区)		発令中			その日は休校。ただし、11:30 迄に解除されたときは、午後から予定している授業、試験を行う。
				新発令		その日は休校。速やかに帰宅。ただし、11:30 迄に解除されたときは、午後から予定している授業、試験を行う。
					新発令	大学校の指示に従う。
臨地実習	臨地実習 所在地	発令中				その日の臨地実習は休講。
			新発令			その日の臨地実習は休講。速やかに帰宅。
					新発令	大学校の指示に従う。

震度 5 弱以上地震発生時対応表					
	対象地域	登校前 移動前	登校途中 移動途中	8:30 ~ 18:30	対 応
授 業 試 験	京都府南部	発生			その日は休校。
			発生		その日は休校。安全な場所に避難。
					大学校の指示に従う。
臨地実習		発生			その日の臨地実習は休講。
			発生		その日の臨地実習は休講。安全な場所に避難。
				発生	大学校又は臨地実習施設の指示に従う。